

変 更 後	備考	変 更 前
小型空調契約 1. 目 的 この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。 2. 選択約款の変更 (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。 (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。 (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。 ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載します。 ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のこの選択約款に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面に交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。 3. 用語の定義 (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5KW（30US.RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。 (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。 (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。 (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。	追加・変更	小型空調契約 1. 目 的 この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造・供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。 2. 選択約款の届出及び変更 (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。 (2) 当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。 3. 用語の定義 (1) 「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5KW（30US.RT）以下のガス吸収式の機器をいいます。 (2) 「その他期」とは、4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。 (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。 (4) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。

変 更 後	備考	変 更 前
(5)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第6 3 条の2の規定に基づき記載するものです。 (6)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。 4. 適用条件 お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。 5. 契約の締結 (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1 種、小型空調契約2 種のいずれかを契約していただきます。 (2) 契約期間は次のとおりといたします。 ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の検針日までといたします。 ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の検針日までといたします。 ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。 (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約（最終保障供給約款への移行を含みます。）又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。 ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。（（4）において同じ）。 (4) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款（ガス小売供給約款及び最終保障供給約款に定める料金を除きます。）へ変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。 6. 使用量の算定 (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を	追加・変更 変更	(5)「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第6 3 条の2の規定に基づき記載するものです。 (6)「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。 4. 適用条件 お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター（以下「小型空調機器専用ガスメーター」といいます。）を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。 5. 契約の締結 (1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた小型空調契約1 種、小型空調契約2 種のいずれかを契約していただきます。 (2) 契約期間は次のとおりといたします。 ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の検針日までといたします。 ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の検針日までといたします。 ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として1 2 か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。 (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。 ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。（（4）において同じ）。 (4) 当社は、本契約の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種別又は他の選択約款（供給約款に定める料金を除きます。）へ変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。 6. 使用量の算定 (1) 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を

変 更 後	備考	変 更 前
算定いたします。 (2) ガスメーターを取り替えた場合は、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。 7. 料 金 (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。 なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。 (2) 当社は、小型空調契約1種には別表の料金表1を、小型空調契約2種には別表の料金表2（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金（税抜）を算定した場合は、その調整単位料金（税抜）を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。 (3) 支払期限 ① 料金は、②に定める支払期限日までにお支払いいただきます。 ② 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。 ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。 8. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金（税抜）を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金（税抜）を適用して早収料金を算定いたします。 なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。 ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき $\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金（税抜）} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき $\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金（税抜）} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ （備 考）	追加 追加 追加 追加	算定いたします。 (2) ガスメーターを取り替えた場合は、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。 7. 料 金 (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。 なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。 (2) 当社は、小型空調契約1種には別表の料金表1を、小型空調契約2種には別表の料金表2（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。 (3) 支払期限 ① 料金は、②に定める支払期限日までにお支払いいただきます。 ② 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。 ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。 8. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。 なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。 ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき $\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金（税抜）} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき $\text{調整単位料金（1立方メートル当たり）} = \text{基準単位料金（税抜）} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$ （備 考）

変 更 後	備考	変 更 前
上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。 (2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします ① 基準平均原料価格（トン当たり） 80,300円 ② 平均原料価格（トン当たり） 別表第1（3）に定められた各3か月における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 ただし、その金額が128,480円以上となった場合は、128,480円といたします。 (算 式) 平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×0.8754 ＋トン当たりLPG平均価格×0.1339 ③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (算 式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格 9. その他 (1) その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。		上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。 (2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします ① 基準平均原料価格（トン当たり） 80,300円 ② 平均原料価格（トン当たり） 別表第1（3）に定められた各3か月における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 ただし、その金額が128,480円以上となった場合は、128,480円といたします。 (算 式) 平均原料価格＝トン当たりLNG平均価格×0.8754 ＋トン当たりLPG平均価格×0.1339 ③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。 (算 式) イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格 9. その他 (1) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。
付 則		付 則
1. 実施の期日	変更 削除	1. 実施の期日 本選択約款は、平成26年4月1日から実施いたします。 2. 実施に伴う切り替え措置 (1) 当社は、平成26年3月31日以前から継続して供給し、平成26年4月1日から平成26年4月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を5%とし、次の料金表により算定いたします。

変 更 後	備考	変 更 前																				
		(料金表 1 (小型空調契約 1 種)) ① 基本料金 <table><tr><td rowspan="2">1 か月につき</td><td>2, 1 0 0. 0 0 円 (税込)</td></tr><tr><td>2, 0 0 0 円 (税抜)</td></tr></table> ② 基準単位料金 (従量料金) <table><tr><td rowspan="3">1 立方メートルにつき</td><td>冬 期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1 6 4. 5 3 5 0 円 (税込)</td><td>1 4 2. 3 3 8 0 円 (税込)</td></tr><tr><td>1 5 6. 7 0 円 (税抜)</td><td>1 3 5. 5 6 円 (税抜)</td></tr></table> ③ 調整単位料金 ②の基準単位料金 (税抜) をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。 (料金表 2 (小型空調契約 2 種)) ① 基本料金 <table><tr><td rowspan="2">1 か月につき</td><td>1, 2 6 0. 0 0 円 (税込)</td></tr><tr><td>1, 2 0 0 円 (税抜)</td></tr></table> ② 基準単位料金 (従量料金) <table><tr><td rowspan="3">1 立方メートルにつき</td><td>冬 期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1 6 9. 7 7 4 5 円 (税込)</td><td>1 4 6. 9 8 9 5 円 (税込)</td></tr><tr><td>1 6 1. 6 9 円 (税抜)</td><td>1 3 9. 9 9 円 (税抜)</td></tr></table> ② 調整単位料金 ②の基準単位料金 (税抜) をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。	1 か月につき	2, 1 0 0. 0 0 円 (税込)	2, 0 0 0 円 (税抜)	1 立方メートルにつき	冬 期	その他期	1 6 4. 5 3 5 0 円 (税込)	1 4 2. 3 3 8 0 円 (税込)	1 5 6. 7 0 円 (税抜)	1 3 5. 5 6 円 (税抜)	1 か月につき	1, 2 6 0. 0 0 円 (税込)	1, 2 0 0 円 (税抜)	1 立方メートルにつき	冬 期	その他期	1 6 9. 7 7 4 5 円 (税込)	1 4 6. 9 8 9 5 円 (税込)	1 6 1. 6 9 円 (税抜)	1 3 9. 9 9 円 (税抜)
1 か月につき	2, 1 0 0. 0 0 円 (税込)																					
	2, 0 0 0 円 (税抜)																					
1 立方メートルにつき	冬 期	その他期																				
	1 6 4. 5 3 5 0 円 (税込)	1 4 2. 3 3 8 0 円 (税込)																				
	1 5 6. 7 0 円 (税抜)	1 3 5. 5 6 円 (税抜)																				
1 か月につき	1, 2 6 0. 0 0 円 (税込)																					
	1, 2 0 0 円 (税抜)																					
1 立方メートルにつき	冬 期	その他期																				
	1 6 9. 7 7 4 5 円 (税込)	1 4 6. 9 8 9 5 円 (税込)																				
	1 6 1. 6 9 円 (税抜)	1 3 9. 9 9 円 (税抜)																				

変 更 後	備考	変 更 前														
用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。		用し、その他期基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。														
2. 料金表 1（小型空調契約 1 種）		2. 料金表 1（小型空調契約 1 種）														
（1）基本料金		（1）基本料金														
<table><tr><td rowspan="2">1 か月につき</td><td>2, 1 6 0. 0 0 円（税込）</td></tr><tr><td>2, 0 0 0 円（税抜）</td></tr></table>	1 か月につき	2, 1 6 0. 0 0 円（税込）	2, 0 0 0 円（税抜）		<table><tr><td rowspan="2">1 か月につき</td><td>2, 1 6 0. 0 0 円（税込）</td></tr><tr><td>2, 0 0 0 円（税抜）</td></tr></table>	1 か月につき	2, 1 6 0. 0 0 円（税込）	2, 0 0 0 円（税抜）								
1 か月につき		2, 1 6 0. 0 0 円（税込）														
	2, 0 0 0 円（税抜）															
1 か月につき	2, 1 6 0. 0 0 円（税込）															
	2, 0 0 0 円（税抜）															
（2）基準単位料金（従量料金）		（2）基準単位料金（従量料金）														
<table><tr><td rowspan="3">1 立方メートルにつき</td><td>冬 期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1 6 9. 2 3 6 0 円（税込）</td><td>1 4 6. 4 0 4 8 円（税込）</td></tr><tr><td>1 5 6. 7 0 円（税抜）</td><td>1 3 5. 5 6 円（税抜）</td></tr></table>	1 立方メートルにつき	冬 期	その他期	1 6 9. 2 3 6 0 円（税込）	1 4 6. 4 0 4 8 円（税込）	1 5 6. 7 0 円（税抜）	1 3 5. 5 6 円（税抜）		<table><tr><td rowspan="3">1 立方メートルにつき</td><td>冬 期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1 6 9. 2 3 6 0 円（税込）</td><td>1 4 6. 4 0 4 8 円（税込）</td></tr><tr><td>1 5 6. 7 0 円（税抜）</td><td>1 3 5. 5 6 円（税抜）</td></tr></table>	1 立方メートルにつき	冬 期	その他期	1 6 9. 2 3 6 0 円（税込）	1 4 6. 4 0 4 8 円（税込）	1 5 6. 7 0 円（税抜）	1 3 5. 5 6 円（税抜）
1 立方メートルにつき		冬 期	その他期													
		1 6 9. 2 3 6 0 円（税込）	1 4 6. 4 0 4 8 円（税込）													
	1 5 6. 7 0 円（税抜）	1 3 5. 5 6 円（税抜）														
1 立方メートルにつき	冬 期	その他期														
	1 6 9. 2 3 6 0 円（税込）	1 4 6. 4 0 4 8 円（税込）														
	1 5 6. 7 0 円（税抜）	1 3 5. 5 6 円（税抜）														
（3）調整単位料金		（3）調整単位料金														
（2）の基準単位料金（税抜）をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。		（2）の基準単位料金（税抜）をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。														
3. 料金表 2（小型空調契約 2 種）		3. 料金表 2（小型空調契約 2 種）														
（1）基本料金		（1）基本料金														
<table><tr><td rowspan="2">1 か月につき</td><td>1, 2 9 6. 0 0 円（税込）</td></tr><tr><td>1, 2 0 0 円（税抜）</td></tr></table>	1 か月につき	1, 2 9 6. 0 0 円（税込）	1, 2 0 0 円（税抜）		<table><tr><td rowspan="2">1 か月につき</td><td>1, 2 9 6. 0 0 円（税込）</td></tr><tr><td>1, 2 0 0 円（税抜）</td></tr></table>	1 か月につき	1, 2 9 6. 0 0 円（税込）	1, 2 0 0 円（税抜）								
1 か月につき		1, 2 9 6. 0 0 円（税込）														
	1, 2 0 0 円（税抜）															
1 か月につき	1, 2 9 6. 0 0 円（税込）															
	1, 2 0 0 円（税抜）															
（2）基準単位料金（従量料金）		（2）基準単位料金（従量料金）														
<table><tr><td rowspan="3">1 立方メートルにつき</td><td>冬 期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1 7 4. 6 2 5 2 円（税込）</td><td>1 5 1. 1 8 9 2 円（税込）</td></tr><tr><td>1 6 1. 6 9 円（税抜）</td><td>1 3 9. 9 9 円（税抜）</td></tr></table>	1 立方メートルにつき	冬 期	その他期	1 7 4. 6 2 5 2 円（税込）	1 5 1. 1 8 9 2 円（税込）	1 6 1. 6 9 円（税抜）	1 3 9. 9 9 円（税抜）		<table><tr><td rowspan="3">1 立方メートルにつき</td><td>冬 期</td><td>その他期</td></tr><tr><td>1 7 4. 6 2 5 2 円（税込）</td><td>1 5 1. 1 8 9 2 円（税込）</td></tr><tr><td>1 6 1. 6 9 円（税抜）</td><td>1 3 9. 9 9 円（税抜）</td></tr></table>	1 立方メートルにつき	冬 期	その他期	1 7 4. 6 2 5 2 円（税込）	1 5 1. 1 8 9 2 円（税込）	1 6 1. 6 9 円（税抜）	1 3 9. 9 9 円（税抜）
1 立方メートルにつき		冬 期	その他期													
		1 7 4. 6 2 5 2 円（税込）	1 5 1. 1 8 9 2 円（税込）													
	1 6 1. 6 9 円（税抜）	1 3 9. 9 9 円（税抜）														
1 立方メートルにつき	冬 期	その他期														
	1 7 4. 6 2 5 2 円（税込）	1 5 1. 1 8 9 2 円（税込）														
	1 6 1. 6 9 円（税抜）	1 3 9. 9 9 円（税抜）														
（3）調整単位料金		（3）調整単位料金														
（2）の基準単位料金（税抜）をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。		（2）の基準単位料金（税抜）をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。														
	備考															